

若年運転者講習の実施に関する規則をここに公布する。

若年運転者講習の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)及び指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「国公委規則」という。)の規定に基づき、若年運転者講習(以下「講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(講習の実施機関)

第2条 鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、法第108条の4第1項の規定により講習を行わせる場合は、同条第3項及び国公委規則第8条の2に定める基準に適合しているものを指定講習機関として指定して講習を行わせるものとする。

(指定講習機関の指定)

第3条 前条の規定による指定については、講習を行おうとする者から指定講習機関指定申請書(別記第1号様式)を提出させて行うものとする。

2 公安委員会は、前項の申請により基準適合と認めて指定をしようとするときは、指定書(別記第2号様式)を当該指定講習機関に交付するものとする。

3 公安委員会は、前項の指定を行ったときは、当該指定に関する事項を公示するものとする。

(指定講習機関の名称等の変更の届出)

第4条 指定講習機関が国公委規則第4条第1項及び第3項の規定による名称等の変更の届出をするときは、公示事項等の変更の届出について(別記第3号様式)に関係書類を添えて行わなければならない。

2 公安委員会は、国公委規則第4条第1項の規定による届出があったときは、当該変更に係る事項を公示しなければならない。

(指定講習機関に対する適合命令等)

第5条 公安委員会は、法第108条の8の規定により、指定講習機関に対して適合命令及び監督命令を行うときは、命令書(別記第4号様式)を交付して行うものとする。

(運転適性指導員審査の申請)

第6条 国公委規則第5条第5号の公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査(以下「運転適性指導員審査」という。)を受けようとする者は、原則として指定講習機関の管理者を通じて、運転適性指導員審査申請書(別記第5号様式)により公安委員会に申請しなければならない。

(運転適性指導員審査合格証書の交付)

第7条 公安委員会は、運転適性指導員審査に合格した者に対しては、運転適性指導員審査合格証書(別記第6号様式)を交付するものとする。

(運転適性指導員の解任)

第8条 公安委員会は、法第108条の5第3項の規定により運転適性指導員の解任を命じようとするときは、当該指定講習機関に対し、あらかじめ、運転適性指導員の解任を命じようとする理由等について(別記第7号様式)により、解任を命じようとする理由等を通知するものとする。

(講習業務規程の認可の申請)

第9条 指定講習機関は、法第108条の6第1項前段の規定により講習業務規程の認可を受けようとするときは、講習業務規程認可申請書(別記第8号様式)に当該講習業務規程を添えて公安委員会に申請しなければならない。

2 指定講習機関は、法第108条の6第1項後段の規定により講習業務規程の変更の認可を受けようとするときは、講習業務規程変更認可申請書(別記第9号様式)に変更に係る講習業務規程の新旧対照表を添えて公安委員会に申請しなければならない。

(講習の休廃止の許可等)

第10条 指定講習機関は、法第108条の10の規定により講習の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、講習の休廃止の許可申請書(別記第10号様式)により公安委員会に申請しなければならない。

(指定講習機関の指定の取消し)

第11条 公安委員会は法第108条の11第1項又は第2項の規定により指定講習機関の指定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、指定講習機関の指定の取消しをしようとする理由等について(別記第11号様式)により、取消しをしようとする理由等を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の取消しを行うときは、指定講習機関に対し、指定講習機関の指定の取消通知書(別記第12号様式)を交付して行うものとする。

3 公安委員会は、指定講習機関の指定の取消しをしたときは、その旨を公示するものとする。

(講習の通知)

第12条 公安委員会は、法第108条の3の3の規定により講習の通知を行うときは、若年運転者講習通知書(別記第13号様式)により講習対象者に通知するものとする。

2 公安委員会は前項の通知をしたときは、指定講習機関に対して若年運転者講習受講予定者通知書(別記第14号様式)により通知するものとする。

3 公安委員会は、講習対象者がその住所地を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、若年運転者講習移送通知書(別記第15号様式)により、その者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

(講習の申出)

第13条 前条第1項の通知を受けた者の講習申出は、若年運転者講習受講申出書(別記第16号様式)により、講習当日行うものとする。

(講習の時間等)

第14条 講習の時間は、9時間とし、原則連続する2日間(1日目5時間、2日目4時間)で行うものとし、やむを得ない理由がある場合を除き通知を受けた日の翌日から起算して1か月以内に受講するものとする。

(講習の編成)

第15条 講習1回当たりの受講者数は、1学級3人の編成を基準とする。

(講習の実施方法)

第16条 講習は、別に定める「若年運転者講習細目」及びこれに準拠して作成された指導要領に基づいて行うものとする。

(講習終了証明書の交付)

第17条 指定講習機関は、講習を終了したときは、受講者に対して若年運転者講習終了証明書(別記第17号様式)を交付するものとする。

(公安委員会への報告)

第18条 指定講習機関は、次の各号に該当する事案があったときは、その状況を速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(1) 講習を終了したとき(若年運転者講習結果報告書(別記第18号様式)により、若年運転者講習受講申出書を添えて報告するものとする。)

(2) 講習指導員が運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けたとき。

(3) 講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたとき。

(講習済の登録)

第19条 免許管理課長は、講習を行った者については、警察庁情報処理センターに講習済の登録をしなければならない。

(指導監督)

第20条 免許管理課長は、講習指導官をして、講習内容、講習方法、講習用教材の研究開発及び講習効果の測定に努めさせ、指定講習機関が行う講習が適正かつ確実に実施されるよう指導監督をしなければならない。

(その他)

第21条 この規則の施行に際し、必要な事項は警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和7年3月21日公安委員会規則第10号)

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

別記

第1号様式(第3条第1項関係)

指定講習機関指定申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名

指定を受けようとする者の 名称及び住所並びに代表者 の氏名	
特定講習の業務を行う事務 所の名称及び所在	
特 定 講 習 の 種 別	若年運転者講習
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添 付 書 類	

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

名 称

代表者

公示事項等の変更の届出について

指定講習機関に関する規則第4条 第1項 第3項 の規定による公示事項等の変更の届出をします。

記

1 変更する事項(書類の内容)

2 変更後の事項(書類の内容)

第4号様式(第5条関係)

第 号

年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会

命 令 書

道路交通法第108条の8 第1項 第2項 の規定により次の措置を採ることを命ずる。

措 置	

第5号様式(第6条関係)

運転適性指導員審査申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

指定講習機関名
申請者
管理者

指定講習機関に関する規則第5条第5号に規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査を受けたく、関係書類を添えて申請します。

運転適性指導員審査を受けようとする者の住所・氏名 ・生年月日等	
添 付 書 類 等	

第6号様式(第7条関係)

適第 号

運転適性指導員審査合格証書

住 所

氏 名

年 月 日生

前記の者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号に規定する鹿児島県公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

鹿児島県公安委員会

鹿公委免管第 号

年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会

運転適性指導員の解任を命じようとする理由等について

道路交通法第108条の5第3項の規定による運転適性指導員の解任を命じようとする理由等を下記のとおり通知します。

記

- 1 解任を命じようとする運転適性指導員の住所及び氏名

住所

氏名

- 2 解任を命じようとする理由

- 3 弁明をなすべき日時及び場所

日時

場所

第8号様式(第9条第1項関係)

講習業務規程認可申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定による講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
------------------------------------	--

第9号様式(第9条第2項関係)

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変 更 の 理 由	

第10号様式(第10条関係)

講習の休廃止の許可申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

指定講習機関に関する規則第14条の規定による特定講習の 一部 全部 の 休止 廃止 の許可
を申請をします。

前記許可を受けようとする者の 名称及び住所並びに代表者の氏 名	
休止し、又は廃止しようとする 特定講習の種別	若年運転者講習
休止し、又は廃止しようとする 期間	年 月 日から 年 月 日まで
前 記 申 請 の 理 由	

鹿公委免管第 号
年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会

指定講習機関の指定の取消しをしようとする理由等について

道路交通法第108条の11 第1項
第2項 の規定による指定講習機関としての指定の取消しを
しようとする理由等を下記のとおり通知します。

記

1 取り消そうとする理由

2 弁明をなすべき日時及び場所

日 時

場 所

第12号様式(第11条第2項関係)

第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

名 称

所在地

殿

鹿児島県公安委員会

次の理由により、道路交通法第108条の11 第1項 第2項 の規定による指定講習機関としての
の指定の取消しをしたので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

第13号様式(第12条第1項関係)

若 年 運 転 者 講 習 通 知 書
第

号

年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、若年運転者講習は、この通知を受けてから1か月以内に限り受けることができます。やむを得ない理由なく若年運転者講習を受けない場合は、道路交通法第102条の3に規定する特例取得免許が取り消されることとなります。

若 年 運 転 者 講 習 を 行 う 理 由	年 月 日の交通違反(事故)で 点に達したため。
若 年 運 転 者 講 習 の 場 所	
講 習 日 時 2 日 間	1日目 年 月 日 時 分から 2日目 年 月 日 時 分から
取消しの対象と なる特例取得免 許の種類	
そ の 他	添付してある「若年運転者講習受講上の注意事項」を必ずお読みください。

[illegible]

年 月 日

鹿児島県公安委員会

次の者に対して、道路交通法108条の2第1項第14号に掲げる講習を実施するよう通知する。

[illegible]

第15号様式(第12条第3項関係)

若 年 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

鹿児島県公安委員会

次の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

第16号様式(第13条関係)

若 年 運 転 者 講 習

受 講 申 出 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を申込みます。

受 講 年 月 日	1日目 年 月 日 2日目 年 月 日
受 講 場 所	
講 習 種 別	
通 知 手 数 料	(収入証紙貼付欄)
備 考	

第17号様式(第17条関係)

第 号

若 年 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

前記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

指定講習機関名
管 理 者



[illegible]

年 月 日

指定講習機関名
管 理 者

次の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告する。

[illegible]